

## 入間市地区体育施設等管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入間市地区体育施設設置及び管理条例施行規則（平成28年規則第46号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、入間市地区体育施設等(以下「地区体」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区体育施設等運営委員会 地域スポーツ・レクリエーション活動の拠点である地区体育施設等の適正かつ円滑な運営を図るために、地区体育協会から選出された者、知識経験者及び使用者等によって設置された組織をいう。
- (2) 使用者 地区体を使用する者をいう。
- (3) 団体 市内在住、在勤又は在学する者8人以上で構成する使用者の集まりをいう。
- (4) 登録 登録団体となるために団体が行う手続をいう。
- (5) 登録団体 登録された団体をいう。
- (6) コミュニティ団体 地区体育施設等運営委員会が認めた地域の生涯スポーツの推進又は地域コミュニティの推進等のため自主的に事業を実施する団体
- (7) 個人 市内在住、在勤又は在学する者で団体以外の使用者をいう。
- (8) 優先予約 登録団体が個人又は未登録団体の予約に先行して行う予約をいう。
- (9) 調整会議 地区体育施設等運営委員会が開催し、地区体の優先予約を取りまとめる会議をいう。

(地区体育施設等運営委員会の役割)

第3条 地区体育施設等運営委員会の役割については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入間市地区体育施設等使用団体登録（変更）申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）の受理
- (2) 登録申請書に記載された内容の確認審査・決定、登録者名簿の作成及び指定管理者への報告
- (3) 入間市地区体育施設等使用団体登録（変更）決定・却下許可書（様式第2号。以下「登録許可書」という。）の交付
- (4) 登録団体又はコミュニティ団体から提出された規則第2条第1項の入間市地区体育施設等使用（使用変更）許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）の受理
- (5) 登録団体又はコミュニティ団体から提出された使用許可申請書に記載された内容の確認審査及び指定管理者への報告
- (6) 登録団体又はコミュニティ団体へ規則第2条第2項の入間市地区体育施設等使用

(使用変更) 許可書 (以下「使用許可書」という。) の発行

(7) 登録団体又はコミュニティ団体の使用に関する調整及び調整会議の結果を指定管理者へ報告

(8) 登録団体又はコミュニティ団体への施設使用に関する指導

(9) 市、指定管理者及び登録団体並びにコミュニティ団体との連絡調整

(使用の資格)

第4条 地区体を使用することができる者は、団体又は個人とする。ただし、地区体育施設等運営委員会が特に必要と認めた者については、この限りでない。

(団体登録の申請)

第5条 年度当初から登録をしようとする団体は、登録申請書を前年度の1月に開催される調整会議に提出しなければならない。

2 年度途中から登録をしようとする団体は、登録申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、年度途中に登録申請書を受理したときは、該当する地区の直近の調整会議に当該登録申請書を提出しなければならない。

4 登録団体は、申請内容の変更があった場合は、変更後速やかに登録申請書を地区体育施設等運営委員会に提出しなければならない。

(団体登録要件)

第6条 登録しようとする団体は、次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 団体の構成員の3分の2以上が地区体地区内に在住、在勤又は在学すること。

(2) 前号の規定にかかわらず、地区内に地区体が所在していない豊岡地区又は金子地区内に在住、在勤又は在学する者については、他の5地区のうち1地区のみ登録できるものとする。

(3) 代表者及び責任者は、地区体地区内に在住、在勤又は在学する者であり、平時に連絡が取れ、その団体についての内情を把握していること。

(4) 責任者は、20歳以上であって、代表者と同一者でないこと。

(団体登録の決定)

第7条 地区体育施設等運営委員会は、第5条の規定による団体登録の申請があったときは、内容を審査したうえで、その適否を決定し、その結果を登録許可書の交付をもって申請者に通知するものとする。

2 地区体育施設等運営委員会は、決定した結果を登録者名簿、登録許可申請書及び登録許可書の提出をもって指定管理者に報告するものとする。

3 豊岡地区又は金子地区内に在住、在勤又は在学する者で構成された登録団体が、複数の地区体への登録が発覚した場合は、決定を取消すものとする。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、3月の調整会議から翌年2月の調整会議までの1年間とする。

(使用の予約)

第9条 登録団体は、使用しようとする日の属する月の前月に行う調整会議で優先予約を行えるものとする。

2 未登録団体又は個人の予約は、使用しようとする日の属する月の初日から起算して3日前から使用しようとする地区体の窓口にて予約を行えるものとする。なお、予約状況の照会については、電話でも可能とする。

3 前項の規定に関わらず、コミュニティ団体は、地区体育施設等運営委員会に申請したうえで、優先的に予約することができる。

(使用の申請)

第10条 登録団体は、優先予約を行おうとするときは、使用許可申請書を毎月開催される調整会議に提出しなければならない。また、許可に係る事項を変更するときも同様とする。

2 未登録団体又は個人は、施設の予約、又は使用するときは、使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。また、許可に係る事項を変更するときも同様とする。

3 前項の規定に関わらず、コミュニティ団体は、施設の優先予約をするときは、調整会議の前に使用許可申請書を地区体育施設等運営委員会に提出することができる。また、許可に係る事項を変更するときも同様とする。

(使用の許可)

第11条 地区体育施設等運営委員会は、前条第1項及び第3項の規定による優先予約の申請があったときは、内容を審査したうえで、その適否を指定管理者の許可を条件に決定し、その結果を使用許可書の発行をもって申請者に通知するものとする。

2 地区体育施設等運営委員会は、審査した結果を使用許可申請書の提出をもって指定管理者に報告するものとする。

3 指定管理者は、前項の規定による審査結果の報告があったときは、内容を審査・決定し、その結果を速やかに地区体育施設等運営委員会に報告するものとする。また、優先予約を認められないと決定したときも同様とする。

4 指定管理者は、前条第2項の規定による優先予約以外の申請があったときは、内容を審査し、使用許可書を申請者に交付するものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用の許可を受けた者は、地区体を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用権の取消等)

第13条 市又は指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当するとき、又は地区体の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 入間市地区体育施設設置及び管理条例（昭和62年条例20号）等の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用条件の許可に違反したとき。
- (4) 市が緊急に使用を必要とするとき。

（雑則）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。